

指定管理者評価制度の実施について

指定管理者による啓発施設の運営について、指定管理者制度導入の趣旨である市民サービスの向上等が適切に図られているかを検証し、その結果を今後の施設管理及び事業運営に反映することを目的として、「猪名川上流広域ごみ処理施設組合指定管理者評価協議会」（以下、「協議会」という）を開催し、指定管理業務の評価を実施しましたので、概要を次のとおり報告します。

1 協議会の構成

学識経験者3名、住民代表2名、組合事務局1名の計6名。

2 評価の手法

○評価期間は、平成24年度とする。

○評価は、「平成24年度指定管理者評価表」に基づき、適正に事業が実施されたかを各種資料及びヒアリングを基に判断する。

○評価は、①指定管理者による自己評価、②組合による行政評価、③評価協議会による外部評価、以上3段階を経て実施する。

※なお、評価観点のうち、指定管理者の経営状況にかかる評価については、評価協議会とは別に会計処理評価部会を設けて実施する。

3 協議会の実施

○指定管理者会計処理評価部会

実施日：平成25年6月27日（木）

出席者：協議会委員1名（学識経験者・税理士）

指定管理者3名（所長、副所長及び本社係長（会計担当者））

組合事務局

内 容：平成24年度収支にかかる帳票類の確認、指定管理業務にかかる会計処理手続の確認等を行った。

○指定管理者評価協議会

実施日：平成25年7月5日（金）

出席者：協議会委員6名

指定管理者4名（所長、副所長、本社統括責任者、本社係長）

組合事務局

内 容：平成24年度指定管理業務のうち、施設管理に関する項目及び啓発事業の運営に関する項目について評価を行い、併せて、業務全般にかかる総合評価を行った。

4 協議会の評価結果

平成24年度指定管理業務について「適正である」との評価を受けました。総合評価における協議会意見は次のとおりです。

本指定管理業務の趣旨及び目的は、単なる施設管理業務にとどまらず、ごみ減量やリサイクル等にかかる啓発活動を通じて、循環型社会の構築に寄与することにある。

指定管理者の平成24年度業務について、協定書及び事業計画に基づいて適正に実施されているか、要求水準以上の啓発効果を上げているか、協議会及び専門部会の計2回の協議の場をもって確認をした。

管理体制面については、「適正な人員配置」「指揮命令系統の確立」「個人情報保護」など、計14項目にわたる評価観点に基づき、提出資料の精査及び質疑応答などを行い確認したところ、指定管理者の自己評価及び所管課評価とおりであり、適正に業務がなされていると評価した。

事業運営面については、各種啓発事業の実施状況及び成果について、指定管理者によるプレゼンテーション及びヒアリングなどを行い確認したところ、住民の環境意識を高めるべく創意工夫された各種啓発事業の実施、施設内外における積極的な事業展開、各種団体・教育機関との連携によるネットワークの拡大など、前年度同様に、循環型社会の構築に向けた効果的な啓発活動がなされていると評価した。また、「地域まるごと里山まつり」や1市3町少年サッカー大会の開催準備など、地域連携への積極的な取り組みや地域活性化に貢献する活動がなされていることも高く評価した。

【今後の啓発事業の展開にかかる提言】

今後の啓発事業の更なる展開のため、指定管理者及び施設組合に対して、評価協議会として以下の提言を行う。

・住民一人ひとりの積極的な取り組みを推進するため、ごみ問題や環境問題に興味ある地域ボランティアの育成に取り組んでもらいたい。

・指定管理者制度の長所である民間事業者の企画力・実践力を活かした多種多様な啓発事業が実施されている。ごみ問題にかかる住民啓発については、指定管理者と第一義的に責務を負う構成市町との有機的な連携が重要である。構成市町がもつ施策の目的や内容が、市民の意識や活動の現状とともに指定管理者に伝わり、指定管理者の企画力・実践力が活かせるような連携の場を施設組合が仲介役となってもってほしい。